

## 「廃棄物処理計画について（部会報告）」の概要

## 1 計画の対象とする範囲について

- 次期計画の対象とする範囲は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理」に加え、循環型社会形成推進基本法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府環境基本条例や大阪 21 世紀の新環境総合計画等に基づく、いわゆる「循環型社会の構築」を見据えたものとするべき
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）と適正処理に関連する事項について広く捉えるべき
- 計画の名称も「廃棄物処理計画」から例えば「循環型社会推進計画」などに変更すべき

## 2 前計画の目標達成状況について

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H17 実績	H22 目標	H22 実績(速報)	H17 実績	H22 目標	H22 実績(速報)
排出量※ (生活系)	428 万トン	420 万トン	346 万トン	1,728 万トン	1,766 万トン	1,481 万トン
(事業系)	239 万トン	236 万トン	200 万トン			
	190 万トン	184 万トン	145 万トン			
再生利用量 (生活系)	45 万トン	88 万トン	42 万トン	545 万トン	568 万トン	467 万トン
(事業系)	43 万トン	55 万トン	40 万トン			
	—	26 万トン	—			
(焼却残渣資源化量)	2 万トン	7 万トン	2 万トン			
再生利用率	11%	21%	12%	32%	32%	32%
最終処分量	70 万トン	56 万トン	50 万トン	67 万トン	53 万トン	47 万トン

## (1) 一般廃棄物

- ・排出量、最終処分量は、目標を達成
- ・再生利用量は、生活系については目標の約 73%にとどまり、事業系については再生利用量が把握されていない。
- ※排出量・最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあるが、1人1日あたり排出量、再生利用率、最終処分量は全国ワースト1の状況にある。

## (2) 産業廃棄物

- ・排出量、最終処分量は、目標を達成
- ・これは、発生抑制の取組み、再生利用・中間処理による減量化などが進展したことに加え、社会・経済活動の低下も寄与
- ・再生利用量は、目標の約 82%にとどまったが、再生利用率は目標を達成

## 3 目指すべき循環型社会の将来像について

- 大阪 21 世紀の新環境総合計画における 2050 年の将来像、大阪府循環型社会形成に関する基本方針における 2025 年の将来像の基本的な考え方を踏襲すべき

## 4 次期計画の目標の考え方について

- 排出量及び最終処分量については、廃棄物処理法に基づく国の基本方針及び大阪湾広域処理場整備促進協議会の掲げる目標と同程度以上の削減を目標とすべき
- 一般廃棄物の再生利用量については、環境総合計画の平成 32 年目標の達成に支障がないことに加え、大阪湾広域処理場整備促進協議会の目標を見据え可能な限り高い目標を設定すべき
- 産業廃棄物の再生利用量については、国の基本方針と同程度以上の増加幅の目標を設定すべき
- 一般廃棄物については、1人あたりの排出量や再生利用率等が全国ワースト1の状況を脱却できるような目標の設定に努めるべき

## 5 循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針について

## (1) リデュースとリユースの推進

- ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進
  - ・ごみ排出を抑えた事業活動の促進
  - ・ごみを出さないライフスタイルなど「消費者市民社会」の構築
- 家庭ごみの有料化の推進
  - ・ごみ処理に経費が必要なことを排出者が認識
- 建築物、製品等の長期的活用の促進
  - ・建築物は良質なストックとして長期的に活用
  - ・製品は、修理体制の整備などにより長期間使用
- リユースの推進
  - ・フリママーケット、リサイクルショップなどによるリユースの促進

## (2) リサイクルの推進

- 分別収集の拡充
  - ・紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別
- 事業者、住民によるリサイクルの取組みの促進
  - ・再生資源業者による回収、集団回収等多様な回収ルートを活用
  - ・廃棄物を多量に排出する事業者の指導
- 再生資源業者の活用及び育成
- 府民等への適正排出の啓発
  - ・分別区分の遵守、使用済み家電の適正なリサイクルの啓発
- 建設廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進
  - ・建設混合廃棄物の発生抑制、建設汚泥のリサイクル
- 上下水汚泥のリサイクルの促進
  - ・下水汚泥のバイオエネルギーとしての活用
  - ・上水汚泥の建設資材、園芸用土などへのリサイクル
- 広域的なリサイクルの取組みの推進
  - ・一般廃棄物については、市町村の区域を越えた広域的なリサイクルが重要
- 都市鉱山の活用
  - ・小型電気電子機器等の回収体制の検討

## (3) リサイクルの質の確保と向上

- 質の高いリサイクルの優先
  - ・回収するものの性状やリサイクル施設の能力に応じた回収から再資源化に至る総合的な取組みが重要
- リサイクルの可視化の促進
  - ・排出者がリサイクルの内容を把握できる仕組み

## (4) 適正処理の推進

- 排出事業者に対する指導の徹底
  - ・法令に基づいた指導の徹底
- 有害廃棄物対策
  - ・感染性や毒性を有する有害廃棄物の確実な処理
- 不適正処理の根絶
  - ・監視の強化、土地所有者等への適正管理の啓発、指導
- 優良な産業廃棄物処理業者の育成
- 最終処分場の確保
  - ・フェニックス事業の延命化
  - ・次期フェニックス事業の検討に向けては、リサイクル率等の向上が前提
- 災害時、緊急時の協力体制等
  - ・協力体制
  - ・災害廃棄物のリサイクル

## (5) 留意事項

- 低炭素社会への配慮
  - ・リサイクルの推進、ごみ発電の推進
  - ・ごみ焼却残渣等の熔融固化処理など、大量にエネルギーを使用するものは総合的に判断
- 人口減少、高齢化の進展等によるごみ排出形態の変化への対応
- 大阪府の率先行動
- 計画の進行管理

◎参考 1：次期計画の目標と関連する目標

a. 廃棄物処理法に基づく国の基本方針（平成 19 年度に対し、平成 27 年度の目標）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約 5%削減（H19 大阪府実績：407 万トン）	増加を約 1%に抑制（H19 大阪府推計：1668 万トン）
再生利用量	約 20%から約 25%に増加	約 52%から約 53%に増加
最終処分量	約 22%削減（H19 大阪府実績：63 万トン）	約 12%削減（H19 大阪府推計：63 万トン）

b. 大阪 21 世紀の新環境総合計画（2020 年（平成 32 年）の目標）

一般廃棄物	リサイクル率を倍増（2008 年度（11.5%）比）
産業廃棄物	リサイクル等の推進により、最終処分量をさらに削減 ※削減幅については、2010 年度実績を踏まえて定める。

c. 大阪湾広域処理場整備促進協議会が掲げる目標（平成 12 年度に対し、平成 27 年度の目標）

	一般廃棄物（※1）	産業廃棄物
排出量	約 25%減（H12 大阪府実績：457 万トン）	—
再生利用量	25%（※2）	—
最終処分量	約 60%減（H12 大阪府実績：88 万トン）	約 60%減（H12 大阪府実績：147 万トン）

※1 排出量及び最終処分量は達成すべき目標、再生利用量は目指すべき目標

※2 H27 年度における排出量に対する再生利用量の割合

◎参考 2：大阪府域の排出量等の将来推計値

a. 一般廃棄物

区分	H22		H27 推計		
	前計画目標	実績（速報）	ケース 1	ケース 2	ケース 3
排出量	420 万トン	346 万トン	313 万トン	299 万トン	282 万トン
生活系	236 万トン	200 万トン	195 万トン	191 万トン	183 万トン
事業系	184 万トン	145 万トン	118 万トン	109 万トン	99 万トン
再生利用量	88 万トン	42 万トン	50 万トン	56 万トン	63 万トン
再生利用率	21%	12.2%	15.9%	18.6%	22.4%
中間処理による減量	276 万トン	254 万トン	220 万トン	204 万トン	183 万トン
最終処分量	56 万トン	50 万トン	42 万トン	39 万トン	35 万トン

b. 産業廃棄物

区分	H19 推計	H22		H27 推計		
		前計画目標	実績（速報）	単純将来 + 事業系廃棄物の分別の徹底による加算	発生抑制の促進	発生抑制及び再生利用等の促進
排出量	1668 万トン	1766 万トン	1481 万トン	1557 万トン（▲7%）	1547 万トン（▲7%）	1546 万トン（▲7%）
再生利用量	559 万トン	568 万トン	467 万トン	532 万トン	525 万トン	541 万トン
再生利用率	34%	32%	32%	34%	34%	35%
減量化量	1046 万トン	1144 万トン	967 万トン	970 万トン	968 万トン	955 万トン
最終処分量	63 万トン	53 万トン	47 万トン	55 万トン（▲13%）	54 万トン（▲14%）	50 万トン（▲21%）

※（ ）内は、平成 19 年度に対する削減率である。

◎参考 3：循環型社会における資源循環の流れ

